

令和 3 年 2 月 1 日
(一財)海上災害防止センター

HNS/特定油タンカー資機材・要員配備証明書の更新について (年間証明書をご取得予定の皆様へのお知らせ)

HNS(ケミカル、白物油)/特定油(黒物油)タンカー関係の皆様には、日頃から弊センターの実施しております各証明書(以下「証明書」という。)発給サービスをご利用いただき有難うございます。

弊センターでは、年間証明書の発行につきまして、令和3年度の年間証明書の受付を開始致します。特に令和2年度から継続して申し込む場合は、下記内容をご確認のうえ期間内の更新手続きをお忘れにならないようお願い申し上げます。

令和3年度の年間証明書(有効開始日が令和3年4月1日からのもの)の受付は、令和3年2月1日(月)～令和3年3月19日(金)となっておりますが、やむを得ない理由等により、上記期間に証明書を取得できなかった場合には、各証明書に関する料金規程に基づき、証明書料金のほかに追加料金(10%、外税)を徴収することとなっておりますので、ご留意のほどお願い申し上げます。

記

留意事項「締切日以降の年間証明書の申込み」について

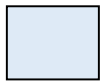
- ① 3月20日以降～3月27日の間に年間証明書を申し込む場合は、緊急発行として追加料金(10%外税)を徴収します。
- ② 上記①以降4月30日の間に令和3年度の年間証明書をお申し込みご希望の場合にも、追加料金(10%外税)をいただくことで発行をいたします。ただし、実質の有効期間が1ヶ月以内しかない5月1日以降の年間証明書については、希望発行日の2日前であれば追加料金を徴収しません。
- ③ 締切日(3月19日)までに申込みを行っていても、弊センターで着金が確認できない場合については、追加料金を徴収します。

※毎年最終日に申込手続き及び入金を行ったが、翌日扱いになってしまうというケースが多発しております。(今年度は、3月20日は銀行休業日です)

2021 3 March							2021 4 April						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
28	1	2	3	4	5	6	28	29	30	31	1	2	3
							4	5	6	7	8	9	10
7	8	9	10	11	12	13	11	12	13	14	15	16	17
							18	19	20	21	22	23	24
14	15	16	17	18	19	20 春分の日	25	26	27	28	29 昭和の日	30	1
21	22	23	24	25	26	27							
28	29	30	31	1	2	3							
												



証明書の有効期間開始日が4月1日からの証明書でこの期間申し込みの場合は、緊急発行となり、料金は年間証明書（12ヶ月分）と、10%の手数料を徴収致します。



証明書の有効期間開始日が5月1日以降の申し込みの場合は、料金は年間証明書（12ヶ月分）で、追加料金はありません。



3月26日までの申込分は、海上保安庁への報告はセンターが代理して行います。



3月29日以降は従来通り、センターによる代理報告はできませんので、船舶所有者等の責任において海上保安庁あて必要な報告をお願い致します。

各報告の様式は、海上保安庁のホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>)、又は最寄りの管区海上保安本部、海上保安部署等で入手可能です。

以上